

証券コード3815
2026年11月2日
(電子提供措置の開始日 2026年10月29日)

株 主 各 位

東京都港区六本木七丁目15番9号
株式会社メディア工房
代表取締役社長 長 沢 一 男

第29回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第29回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて「第29回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

■当社ウェブサイト：<https://www.mkb.ne.jp>

また、上記のほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

■東証ウェブサイト：<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

※各ウェブサイトは定期メンテナンス等により一時的にアクセスできない状態となることがございます。閲覧できない場合は他のウェブサイトからご確認いただくか、時間を置いて再度アクセスしてください。

なお、本総会は決議事項がございませんので、議決権行使書に代えて株主総会出席票を本招集ご通知とあわせてお送りしております。当日ご出席の際は、お手数ながら株主総会出席票をご持参くださいますよう、お願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年11月20日（金曜日）午前10時
（受付開始は午前9時半を予定しております。）
2. 場 所 東京都港区赤坂二丁目5番6号
山王健保会館 2階 会議室
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第29期（2025年9月1日から2026年8月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第29期（2025年9月1日から2026年8月31日まで）計算書類報告の件

以 上

~~~~~

- ◎ 2022年9月1日に株主総会資料の電子提供制度が施行されたことに伴い、株主総会資料の一部をウェブサイト等に掲載し、議決権を有する株主の皆様のお手元には、簡易な招集ご通知をお届けすることが可能になりました。当社では、2026年11月20日（金曜日）に開催を予定する第29回定時株主総会にかかる株主総会参考書類等につきましては、アクセス通知をお送りしております。
- ◎ 株主総会にご出席いただく場合は、お手数ながら株主総会出席票を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はありません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

## 事業報告

( 2025年9月1日から  
2026年8月31日まで )

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当連結会計年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果を背景に、個人消費や設備投資に持ち直しの動きがみられるなど、緩やかな回復基調で推移しました。一方で、物価上昇が個人消費に与える影響に加え、米国の通商政策や中東情勢等の海外経済を巡る不確実性、原材料・エネルギー価格の動向、金融資本市場の変動等が景気を下押しするリスクとなるなど、先行きについては不透明な状況が続きました。

このような情勢の中、当社グループは、強みである占い分野における知見およびデータを新たな事業機会の源泉と位置づけ、占いコンテンツを核としたユーザー体験の深化に取り組むとともに、ユーザー行動や嗜好データの分析・活用を通じたBtoB向けマーケティング支援やデータ活用サービスなど、周辺領域への事業展開を推進してまいりました。

当連結会計年度においては、主力である占いコンテンツ及びチャット占いサービスの利用動向が低調に推移したことに加え、データ・テクノロジー事業における人材採用に伴う採用費及び人件費、システム開発に係る業務委託費等の先行投資が生じたことから、売上高は、前期を下回って推移すると同時に、先行費用が生じました。また、管理部門において、IR強化に向けたコンサルタント費用、本店オフィスの移転費用18百万円及び中間株主優待導入に伴う株主優待費用62百万円等を計上したことが、利益を押し下げる要因となりました。

こうした状況を踏まえ、当社グループは、2026年6月3日付「コスト削減等の施策の実施及びこれに伴う特別損失の計上並びに通期業績予想の修正に関するお知らせ」で公表したとおり、既存事業の収益力回復と中長期的な成長基盤の構築を目的として、事業構造改革（リストラクチャリング）を推進いたしました。具体的には、不採算事業の整理・縮小、業務委託費の見直し、生成AIを活用した業務の内製化等を進めるとともに、経営資源を収益性の高い既存事業及び成長が期待される事業へ重点的に配分する体制への転換を進めております。

これらの施策による本格的な収益改善効果は2027年8月期以降に寄与するものと見込んでおりますが、当連結会計年度の後半からは、一部の事業及び施策において改善の兆しもみられており、また、占い事業において、8月にリリースした新規占いコンテンツが堅調な滑り出しとなっている他、データ・テクノロジー事業においては、「きやらデン」が収益改善に向けた取り組みの進展により黒字を維持しております。さらに、BtoB領域においては、当社が長年培ってきた占い分野の知見を活用し、神田明神文化交流館において「占い」と「推し活」を組み合わせたイベントを実施するなど、デジタル領域に留まらない新たな事業機会の創出

にも取り組みました。

なお、当連結会計年度においては、特別損益として、本店オフィスの移転に伴う補償金43百万円及びフランチャイジーとして運営していたシミュレーションゴルフ店舗「LoungeRange」の事業譲渡益4百万円を計上しております。一方、当社では、2026年6月3日付「コスト削減等の施策の実施及びこれに伴う特別損失の計上並びに通期業績予想の修正に関するお知らせ」にて、特別損失の計上見込みについてすでに公表しておりましたが、事業構造改革の実施に伴い、各事業に係る資産の収益性及び利用方針をさらに精査いたしました。その結果、2027年8月期からの大幅な収益回復に向けて、占い事業における新たな制作用システム（新フレームワーク）、占いサイト「占い大百科」及び電話占いシステムの一部に係るソフトウェア及びソフトウェア仮勘定について除却処理を行い、固定資産除却損83百万円を計上した他、占い事業における管理システム及びその他事業におけるBtoB向けソリューションサービスのシステムに係るソフトウェア及びソフトウェア仮勘定について、減損損失142百万円を計上いたしました。これらにより、合計225百万円を特別損失として計上しております。

以上の結果、当社グループの当連結会計年度の経営成績は、売上高1,612百万円（前年同期比13.9%減）、営業損失533百万円（前年同期は営業損失323百万円）、経常損失537百万円（前年同期は経常損失317百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失716百万円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失508百万円）となりました。

セグメントごとの取り組み内容及び経営成績は、以下のとおりであります。なお、当連結会計年度より、報告セグメントとして記載する事業セグメントを変更しております。そのため、当連結会計年度の比較・分析は、変更後の区分に基づいております。

#### i 占い事業

占い事業においては、自社Webサイト、ISP、各移動体通信事業者及びApple やGoogle等のプラットフォーム向けに占い鑑定や女性に向けた記事コンテンツを企画・制作・配信する1対N向けのサービス及びユーザーと占い師が電話・チャットで直接、双方向にやり取りできる1対1向けのサービスを行っております。

当連結会計年度においては、新フレームワークの開発及び運用開始が当初計画より遅延したことに加え、実運用においても当初期待した効果を十分に得るには至らず、新規コンテンツの投入及び既存コンテンツのリニューアルが十分に進捗しなかったことから、収益に影響を及ぼしました。また、電話・チャット占いにおいても、人気占い師の離脱及び生成AIの普及等によるユーザー行動の変化を背景として相談件数が減少し、前期を下回る結果となりました。

以上の結果、当連結会計年度における占い事業の売上高は1,491百万円（前年同期比15.3%減）、営業利益221百万円（前年同期比42.7%減）となりました。

なお、こうした状況を踏まえ、当社グループでは、事業構造改革の一環として、新フレームワークの開発を中止するとともに、外部委託費の削減及び生成AIを活用した業務の簡素化・効率化を進め、収益性の高い既存コンテンツ及び新規コンテンツへ経営資源を集中する体制への転換を図っております。また、コンテンツについては、リリース本数重視から1サービスにおける収益性を重視した制作へと方針を転換し、手法についても、プロダクトアウトから検索需要に基づくマーケットインへと変更を進めており、8月にリリースした新規占いコンテンツが堅調な滑り出しとなるなど、収益力回復に向けた一定の成果が見られるようになっております。

今後も、収益性が見込まれる新規コンテンツの制作及び既存コンテンツのリニューアルに注力するとともに、動画等を活用した集客導線の強化や電話・チャット占いとの連携強化等を進め、占い事業全体の収益力回復を図ってまいります。

## ii データ・テクノロジー事業

データ・テクノロジー事業においては、占い事業において蓄積された嗜好・行動データをはじめとするIP資産を活用したBtoB向けサービス、新規IPサービスの開発・提供を行う他、キャラクター通話アプリ「きゃらデン」の運営を行っております。なお、BtoB向けサービスについては引き続き開発投資段階にあり、当連結会計年度における売上高は主に「きゃらデン」によるものであります。

当連結会計年度においては、BtoB向けサービス及び新規IPサービスの開発・提供に向けた人員強化に伴う採用費及び人件費、外部委託費等の費用が先行したことに加え、YouTube番組「スキピチュ」についても制作費の回収に至らなかったことなどから、事業全体として営業損失を計上しております。

一方、「きゃらデン」については、継続的な事業改善及び運営体制の強化、イベント施策等の実施により徐々に売上を伸ばし、第2四半期以降、黒字を維持しております。

以上の結果、当連結会計年度におけるデータ・テクノロジー事業の売上高は113百万円(前年同期比14.1%増)、営業損失171百万円(前年同期は営業損失131百万円)となりました。

なお、データ・テクノロジー事業においては、事業構造改革の一環として、不採算施策の見直し及び業務委託費の削減を進めるとともに、生成AIを活用した業務効率化により事業の企画からコンテンツ制作までを一貫して行う体制の整備を進めております。今後は、「きゃらデン」の収益基盤を活用しつつ、ユーザーの嗜好・行動データ等を活用したBtoB向けサービスの本格化に努めてまいります。

## iii その他事業

当社グループでは、金額又は連結売上高若しくは連結営業利益に占める割合等から重要性が低いと判断した事業等については、一括して「その他」セグメントとして区分し、計上しております。当連結会計年度における内容といたしましては、韓国コスメEC「Coréeille JAPAN」及びフランチャイジーとして運営するシミ

ュレーションゴルフ店舗「LoungeRange」が含まれております。当連結会計年度においては、各事業についてコストを抑制した運営を継続するとともに、事業ポートフォリオの見直しを進めました。この一環として、「LoungeRange」については、2026年5月末をもって事業譲渡を実施し、運営を終了しております。また、BtoB領域の新規事業として、これまで蓄積してきた占い分野における知見やネットワークを活用した事業展開を進めており、8月には神田明神文化交流館において、「占い」と「推し活」を組み合わせたイベントを開催するなど、リアルイベントを通じた新たな事業機会の創出にも取り組みました。

以上の結果、当連結会計年度におけるその他事業の売上高は7百万円(前年同期比42.8%減)、営業損失14百万円(前年同期は営業損失32百万円)となりました。

なお、「Coréelle JAPAN」につきましては、2026年10月をもってサービスの提供を終了する予定であります。今後のその他事業においては、占い師派遣や占い診断イベント、推し活・グッズ販売事業等、当社グループが有する占い分野の知見及びネットワークとの親和性が高く、収益性が見込まれる領域へ経営資源を集中することで、新規事業の創出及び育成を加速し、新たな収益基盤の構築を推進してまいります。

#### (セグメント別売上高)

| 事業区分         | 売上高(千円)   | 構成比(%) |
|--------------|-----------|--------|
| 占い事業         | 1,491,497 | 92.5   |
| データ・テクノロジー事業 | 113,228   | 7.0    |
| その他事業        | 7,475     | 0.5    |
| 合計           | 1,612,201 | 100.0  |

## ② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施しました当社グループの設備投資の総額は223,451千円であり、事業の種類別セグメントの主な設備投資については次のとおりであります。

### (1) 占い事業

ソフトウェアの取得等に101,461千円の投資を実施しております。

### (2) データ・テクノロジー事業

ソフトウェアの取得等に18,968千円の投資を実施しております。

### (3) その他事業

ソフトウェアの取得等に44,384千円の投資を実施しております。

## ③ 資金調達の状況

当連結会計年度末現在の借入金の残高は408,368千円となっております。

## (2) 財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

| 区 分                                           | 第 26 期<br>(2023年 8 月期) | 第 27 期<br>(2024年 8 月期) | 第 28 期<br>(2025年 8 月期) | 第 29 期<br>(当連結会計年度)<br>(2026年 8 月期) |
|-----------------------------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|-------------------------------------|
| 売 上 高 (千円)                                    | 2,073,847              | 2,012,763              | 1,873,495              | 1,612,201                           |
| 親会社株主に帰属する当期純利益又は<br>親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (千円) | 35,328                 | △270,985               | △508,238               | △716,205                            |
| 1 株当たり当期純利益又は<br>1 株当たり当期純損失 (△) (円)          | 3.51                   | △26.89                 | △50.21                 | △66.61                              |
| 総 資 産 (千円)                                    | 2,712,227              | 2,651,230              | 2,277,626              | 1,264,785                           |
| 純 資 産 (千円)                                    | 1,345,389              | 1,045,088              | 708,001                | 308,395                             |
| 1 株 当 た り<br>純 資 産 額 (円)                      | 133.49                 | 103.69                 | 67.52                  | 27.54                               |

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均株式数(自己株式数を控除した株式数)により算出しております。1株当たり純資産額は、期末発行済株式数(自己株式数を控除した株式数)により算出しております。

### ② 当社の財産及び損益の状況の推移

| 区 分                                  | 第 26 期<br>(2023年 8 月期) | 第 27 期<br>(2024年 8 月期) | 第 28 期<br>(2025年 8 月期) | 第 29 期<br>(当事業年度)<br>(2026年 8 月期) |
|--------------------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|-----------------------------------|
| 売 上 高 (千円)                           | 2,020,853              | 1,955,332              | 1,817,985              | 1,570,910                         |
| 当期純利益又は<br>当期純損失 (△) (千円)            | 31,471                 | △277,523               | △519,594               | △708,744                          |
| 1 株当たり当期純利益又は<br>1 株当たり当期純損失 (△) (円) | 3.12                   | △27.54                 | △51.34                 | △65.92                            |
| 総 資 産 (千円)                           | 2,652,990              | 2,579,954              | 2,192,883              | 1,195,006                         |
| 純 資 産 (千円)                           | 1,293,719              | 985,944                | 637,500                | 245,356                           |
| 1 株 当 た り<br>純 資 産 額 (円)             | 128.36                 | 97.82                  | 60.76                  | 21.88                             |

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均株式数(自己株式数を控除した株式数)により算出しております。1株当たり純資産額は、期末発行済株式数(自己株式数を控除した株式数)により算出しております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

## ② 重要な子会社の状況

| 会社名               | 所在地       | 資本金      | 議決権比率 | 主要な事業内容 |
|-------------------|-----------|----------|-------|---------|
| 株式会社<br>ギフトカムジャパン | 東京都<br>港区 | 58,000千円 | 100%  | 占い事業    |
| 株式会社<br>ミックスベース   | 東京都<br>港区 | 99,500千円 | 100%  | その他事業   |
| 株式会社 X square     | 東京都<br>港区 | 35,000千円 | 100%  | その他事業   |

## ③ その他重要な企業結合の状況

該当事項はありません。

## (4) 対処すべき課題

現在の当社グループの事業は、継続的成長を志向し企業価値の最大化を目指すうえで、既存事業の収益力回復及び財務基盤の安定化を図るとともに、中長期的な成長基盤を構築することが重要であると認識し、以下の事項を重要な経営課題として考えております。

### ① 事業構造改革による収益力の回復

当社グループは、既存事業の収益力回復及び収益構造の改善を重要な経営課題と認識し、不採算事業及び施策の整理・縮小、業務委託費の見直し、生成AIを活用した業務の内製化並びに人員及び経営資源の適正配置等の事業構造改革を進めております。これらの取組みにより、費用削減の効果が段階的に現れ始めているほか、新規占いコンテンツの堅調な滑り出しや「きゃらデン」の黒字維持など、一部の事業及び施策において収益改善に向けた動きがみられております。今後は、こうした改善を継続的な収益力の回復につなげるため、事業構造改革を継続するとともに、収益性が見込まれる既存コンテンツのリニューアル、競争力のある新規コンテンツの制作及び電話・チャット等の対話型サービスの強化を進めてまいります。また、各施策の費用削減効果と収益への寄与を検証し、持続的に収益を生み出す事業体制の構築に努めてまいります。

### ② 財務基盤の安定化及び資金・投資管理の強化

当社グループは、事業構造改革を着実に遂行し、事業の安定的な運営と中長期的な成長を両立するため、必要な手元流動性の確保及び財務基盤の安定化を重要な経営課題と認識しております。これに対し、資金繰り及びキャッシュ・フローの管理を徹底し、資金需要と市場環境を踏まえた適切な資金調達を図るとともに、調達資金の使途及び支出状況を継続的に管理してまいります。(※) また、事業ごとの収益性、投資回収の見通し及び資金調達の進捗を踏まえ、投資の優先順位、規模及び時期を適切に判断し、必要に応じて計画の見直しを行ってまいります。資本政策においては、既存株主への影響にも配慮し、資金効率の向上と財務健全性の確保に努めてまいります。

(※) 当社は、2026年10月5日付「第3回新株予約権の取得・消却及び第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の償還（予定）並びに資金使途の変更並びに第三者割当による新株式及び第4回新株予約権の発行に関するお知らせ」で公表のとおり、新株式及び新株予約権の発行による資金調達を同日開催の当社取締役会において決議しており、本招集通知発送日現在において、本新株式の払込価額の総額400,047,600円及び本新株予約権の払込価額の総額2,668,698円の合計402,716,298円を調達しております。

### ③ ユーザーの維持・拡大

当社グループは、デジタルコンテンツ及び電話・チャット等のサービスの利用料金が収入の大半を占めていることから、ユーザーの維持・拡大が、成長戦略上重要となります。ISPをはじめとするプラットフォーマーによる古いコンテンツの配信方針の変化や、生成AIの普及等に伴うユーザー行動の変化に対応するため、決済手段の多様化等によるユーザビリティの向上や、データを活用した効率的かつ有効なプロモーション活動の展開の他、会員制ビジネスを展開する企業との提携を推進してまいります。また、SNS・動画等による情報発信、無料コンテンツから有料サービスへの導線の改善及び各サービス間の相互送客を通じて、新規ユーザーの獲得と継続利用の促進を図るとともに、顧客獲得に要する費用と継続利用による収益を検証し、収益性を伴う顧客基盤の拡大に努めてまいります。

### ④ プラットフォーム依存度の低減・自社配信強化

現在における当社グループの収益は、主に「古い」に関するデジタルコンテンツ、電話・チャットによるサービスの提供によるものであります。これらのサービスは、ISP、キャリア、Apple及びGoogleなどの大手プラットフォーマーを通じた配信・提供を含むことから、プラットフォーマーの配信方針、利用条件及び決済条件等の変更が収益に影響いたします。プラットフォーマーがデジタルコンテンツビジネスにおいて重要な役割を担う一方、収益が特定のプラットフォームに偏ることは事業上のリスクとなります。これに対し当社グループは、自社メディアにおける配信の強化及び各配信網における収益拡大を図るとともに、提携先や集客経路の多様化、配信・決済環境の変化に応じた提供方法の検討により、特定のプラットフォームへの依存度を低減し、安定した収益体制の構築に努めてまいります。

### ⑤ 収集データの活用

当社グループでは、BtoCビジネスにより収集したデータをBtoBビジネスにおける収益につなげることが、重要な課題の一つと考えております。古い事業においては、生年月日、悩み、趣味嗜好及びサービスの利用状況等の様々なデータを収集していることから、個人情報の適切な取扱いを前提として、これらのデータを分析し、一人ひとりに応じたサービスの提供や、法人向けのマーケティング支援、診断コンテンツの提供等につなげてまいります。また、生成AIを活用したクリエイティブ生成等のサービスについても、顧客ニーズ及び事業採算性を確認しながら企画・推進し、データの活用による提供価値の向上と収益化に努めてまいります。

#### ⑥ コンテンツジャンル拡大・新規事業への参入

当社グループは、「占いサービス」を拡大していくことはもちろん、周辺サービスを新規事業として開拓することで、第二の収入源を確保することが重要と考えております。これに対し当社グループは、占いコンテンツの主なユーザーである20代から40代の女性と親和性の高い分野への進出を図るとともに、占い分野の知見、コンテンツ制作力及び占い師とのネットワークを活用し、法人向けの占いイベント・集客支援、診断コンテンツの提供、推し活関連のイベント及びグッズ販売等を推進してまいります。新規事業への参入に当たっては、既存事業との相乗効果、顧客ニーズ、事業採算性及び投資回収の見通しを検証し、経営資源の配分を適切に管理することで、新たな収益機会とより幅広い顧客層の獲得を図ってまいります。

#### ⑦ 海外配信の拡大

当社グループは、各事業の海外展開の可能性を検討することが、中長期的な成長に向けた経営課題の一つであると考えております。当社では、生成AI等の活用によりコンテンツの多言語展開の効率化を図るとともに、Apple、Googleをはじめとする全世界向けプラットフォームへのコンテンツ配信や、各国の現地企業との提携等を検討してまいります。その際には、各国の市場環境、文化・商習慣、顧客ニーズ及び関連法令等を確認するとともに、国内事業の収益力回復に向けた取組みとの優先順位や事業採算性を踏まえ、展開する地域、サービス及び投資規模を適切に判断してまいります。

#### ⑧ システムの安定的な稼働

当社グループの主なサービスはウェブ上で運営されていることから、ユーザーに安心してサービスを利用してもらうために、各種システムを安定的に稼働させ、問題が発生した場合には迅速にこれを解決する必要があります。当社グループは、社内人員や信頼の置ける業務委託先の確保、システムの監視及び保守体制の整備に努めるとともに、不正アクセスやサイバー攻撃等への対策、委託先を含む情報セキュリティ管理並びにバックアップ及び障害発生時の復旧体制の充実を図ってまいります。また、サービスの継続性と運営費用の適正化の両面から、システム構成及び必要な設備等を継続的に見直してまいります。

#### ⑨ 技術革新及びデバイスの多様化への対応

当社グループの主たる事業が属するデジタルコンテンツ業界は、めまぐるしく技術革新が起こり、環境が素早く変化する業界であります。日々生まれ続ける様々なサービスと競合し、ユーザーが利用したくなるサービスを提供し続けるためには、新たな技術の有効性を検証し、適切に取り入れるとともに、様々なデバイス及び利用環境に対応したサービスを提供することが重要であると認識しております。当社グループでは、生成AI等を活用したコンテンツ制作、システム開発及びデータ分析の効率化・内製化を進める他、デバイスの特性や利用シーンに応じたサービスの開発・提供、OSやブラウザ等の仕様変更への対応及び操作性の改善に努めてまいります。これらの取組みに当たっては、開発・保守に要する費

用、開発期間、利用状況及び事業への効果を検証し、対応する機能や環境の優先順位を適切に判断することで、投資効率の向上を図ってまいります。また、AIの利用に伴う情報管理、生成内容の品質及び知的財産権等への配慮を行い、必要なIT人材の確保・育成を図るとともに、M&Aや事業提携についても、既存事業との相乗効果及び投資回収の見通しを踏まえて検討してまいります。

#### ⑩ 人材の確保と育成

業容の拡大及び収益力の向上においては、優秀な人材の確保と育成が必要であると考えております。これに対し当社では、管理職者の育成、人材の獲得及び既存社員の離職防止を目的として、職位や研修制度の見直しを図る他、個々人の多様な働き方を推進するべく、職務内容等を勘案した柔軟な勤務制度の活用を進めてまいります。また、事業構造改革に伴う人員の適正配置を進めるとともに、Eラーニングによる生成AI、データ分析及びデジタルマーケティング等に関する教育機会を充実させ、既存人材の能力向上と生産性の向上を図ってまいります。今後も社内教育及び社内環境の整備と充実を図り、事業に必要な人材の確保・育成と組織全体の業務効率化に努めてまいります。

#### ⑪ 組織の機動性の確保

当社グループの主たる事業が属するデジタルコンテンツ業界は、めまぐるしく技術革新が起こり、環境が素早く変化する業界であります。こうした変化へ迅速に対応するため、当社では、適時、人員配置及び組織体制の整備を行い、意思決定の機動性確保を図っております。今後も、事業構造改革の方針に沿って、部門間の連携及び経営資源の適正配置を進めるとともに、各施策の進捗と成果を適時に確認し、施策の継続、変更又は縮小等を迅速に判断できる体制の整備に努めてまいります。

#### ⑫ 内部管理体制の強化

当社グループは、事業の規模及び内容の変化に応じたグループ全体の内部管理体制の強化の重要性を認識しております。これに対し当社グループは、管理部門人員の適切な確保や基幹システムの充実による効率化推進に努めるとともに、各事業及び開発案件の予算、進捗、収益性並びに投資回収の見通しを適時に把握し、経営判断に反映する体制を強化してまいります。また、契約及び知的財産権の管理、広告表示、利用条件及び課金に関する法令等の遵守、業務委託先との適切な取引管理並びに内部監査を通じた検証を進め、内部管理体制の実効性向上に努めてまいります。

#### ⑬ 個人情報管理の強化

当社グループは、個人情報保護が経営の重要課題であるとの認識のもと、情報管理体制の整備強化に継続的に取り組んでおります。個人情報保護法や社会保険・税番号制度等の法令の定めによる個人情報保護をはじめ、当社においては、2007年に「プライバシーマーク(JISQ 15001:1999)」を取得して以降、2年に1度、プライバシーマークの認定を更新し続けております。

当社は、個人情報の保護管理を全役職員の重要な責務と認識し、従業員教育を強化するとともに、データ活用や生成AI等の利用に際し、利用目的の特定・周知、必要な本人同意の取得、国内外への第三者提供への適切な対応及び委託先の監督等を徹底し、情報の適正な取扱いに努めてまいります。

⑭ 占い師・キャストの確保及びサービス品質の向上

当社グループは、電話・チャット等の対話型サービス及び対面イベントにおいて、占い師やキャストの専門性、個性及びユーザーに寄り添う対応が、サービスの競争力を支える重要な要素であると認識しております。生成AI等を活用したサービスが普及する中、人と人とのコミュニケーションを通じた体験価値を高めるため、占い師・キャストの確保及び継続的な活動を支援する体制の充実に努めてまいります。また、特定の占い師・キャストへの過度な依存を抑制するとともに、適切な契約・取引条件の整備、接客品質の向上及びユーザーからの相談・苦情への対応を進め、安心して継続利用いただけるサービスの提供に努めてまいります。

⑮ 成長戦略の具体化及び株主・投資家との対話の充実

当社グループは、事業構造改革による収益力回復と中長期的な企業価値向上を実現するため、成長戦略及び経営指標を具体化し、その進捗を株主・投資家の皆様に分かりやすく説明することが重要であると認識しております。これに対し、事業構造改革の進捗及び各事業の収益化の見通しを踏まえて中期経営計画の内容を精査するとともに、売上高及び利益に加え、キャッシュ・フロー及び投資効率等を重視した経営管理を進めてまいります。また、上場維持基準の見直しを踏まえた成長戦略の検討及び適時・適切な情報開示を行い、株主・投資家の皆様との建設的な対話を通じて、企業価値の向上に努めてまいります。

⑯ 継続企業の前提に関する重要事象等

当社グループは、前々期連結会計年度および前連結会計年度において営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失を計上し、当連結会計年度におきましても、営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失を計上いたしました。こうした状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。このような状況を解消するべく、当社グループは、人員の適正配置及びコンテンツ制作やシステム開発におけるAI活用・内製化を加速することで、費用の大幅な圧縮と利益率の改善を実現するなど、2026年6月3日にお知らせした、コスト削減等の施策を継続的に実施しており、一定の効果を出しております。また、資金面においては、2026年10月5日にお知らせしたとおり、第三者割当による新株発行及び新株予約権の発行が予定されており、純資産は2025年8月末の水準以上に改善する見込みです。これにより、財務キャッシュ・フローも十分な改善を見込んでおります。

こうした具体的な対応策を実施又は継続することによって、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断しております。

## (5) 主要な事業内容（2026年8月31日現在）

| 事業区分         | 主要な事業内容                                                                                                                                                      |
|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 占い事業         | 当社及び子会社が、自社Webサイト、ISP（注1）、各移動体通信事業者及びApple や Google 等のプラットフォーム向けに占い鑑定や女性に向けた記事コンテンツを企画・制作・配信する1対N向けのサービス及びユーザーと占い師が電話・チャットで直接、双方向にやり取りできる1対1向けのサービスを行っております。 |
| データ・テクノロジー事業 | 当社が、占い事業において蓄積された嗜好・行動データをはじめとするIP(注2)資産を活用したBtoB向けサービス、新規IPサービスの開発・提供を行う他、キャラクター通話アプリ「きゃらデン」の運営を行っております。                                                    |
| その他の事業       | 当社グループでは、金額又は連結売上高若しくは連結営業利益に占める割合等から重要性が低いと判断した事業等については、一括して「その他」セグメントとして区分し、計上しております。                                                                      |

(注) 1. ISP: Internet Service Provider 電気通信事業者

2. IP: Intellectual Property 知的財産

## (6) 主要な事業所（2026年8月31日現在）

### ① 当社

|    |                  |
|----|------------------|
| 本社 | 東京都港区六本木七丁目15番9号 |
|----|------------------|

### ② 子会社

|                   |                  |
|-------------------|------------------|
| 株式会社<br>ギフトカムジャパン | 東京都港区六本木七丁目15番9号 |
| 株式会社<br>ミックスベース   | 東京都港区六本木七丁目15番9号 |
| 株式会社X square      | 東京都港区六本木七丁目15番9号 |

## (7) 使用人の状況（2026年8月31日現在）

### ① 企業集団の使用人の状況

| 事業区分                 | 使用人数（名）            |                                 |
|----------------------|--------------------|---------------------------------|
|                      | 第28期<br>（2025年8月期） | 第29期<br>（当連結会計年度）<br>（2026年8月期） |
| 占い事業                 | 41（2）              | 33（0）                           |
| エンタメ・マッチングサービス事業（注2） | 4（0）               | －（－）                            |
| データ・テクノロジー事業（注2）     | －（－）               | 8（0）                            |
| その他事業                | 6（0）               | 5（0）                            |
| 共通                   | 8（0）               | 10（0）                           |
| 合計                   | 59（2）              | 56（0）                           |

- （注）1．使用人数は就業員数（他社への出向社員を除く）であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
- 2．当社は当事業年度より報告セグメントとして記載する事業セグメントを変更しております。なお、エンタメ・マッチングサービス事業は前事業年度、データ・テクノロジー事業は当事業年度の事業セグメントであります。

### ② 当社の使用人の状況

| 使用人数    | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|---------|-----------|-------|--------|
| 56名（0名） | 3名減（2名減）  | 38.9歳 | 6.2年   |

- （注）1．使用人数は就業員数（他社への出向社員を除く）であります。
- 2．パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

## (8) 主要な借入先の状況（2026年8月31日現在）

| 借入先          | 借入金残高    |
|--------------|----------|
| 株式会社りそな銀行    | 95,600千円 |
| 株式会社三井住友銀行   | 58,314千円 |
| 株式会社横浜銀行     | 60,800千円 |
| 三井住友信託銀行株式会社 | 50,700千円 |
| 株式会社紀陽銀行     | 48,647千円 |
| 株式会社みずほ銀行    | 38,760千円 |
| 株式会社きらぼし銀行   | 34,721千円 |
| 株式会社千葉銀行     | 20,826千円 |

## (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 株式の状況（2026年8月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 45,200,000株

(2) 発行済株式の総数 11,300,000株

(3) 株主数 30,490名（前期末比 6,476名増）

### (4) 大株主（上位10名）

| 株 主 名                  | 持 株 数       | 持 株 比 率 |
|------------------------|-------------|---------|
| 株 式 会 社 エヌ カ ル テ ッ ト   | 4,859,000 株 | 43.66 % |
| 長 沢 一 男                | 1,846,300 株 | 16.59 % |
| 長 沢 敦 子                | 182,600 株   | 1.64 %  |
| マイルストーンキャピタルマネジメント株式会社 | 155,000 株   | 1.39 %  |
| 長 沢 匡 哲                | 86,700 株    | 0.78 %  |
| 株 式 会 社 千 里 眼          | 82,200 株    | 0.74 %  |
| 長 谷 川 か ほ り            | 24,900 株    | 0.22 %  |
| モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社  | 22,500 株    | 0.20 %  |
| 長 沢 和 宙                | 19,800 株    | 0.18 %  |
| 酒 井 康 弘                | 16,600 株    | 0.15 %  |

(注) 1. 当社は、自己株式を171,144株保有しておりますが上記大株主からは除外しております。  
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

### (5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 3. 新株予約権等の状況

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

### (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

|                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|---------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 名称                  | 第3回新株予約権                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 発行決議日               | 2025年5月23日                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 新株予約権の数             | 16,900個                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 | 普通株式 1,690,000株<br>(新株予約権1個につき100株)                                                                                                                                                                                                                                            |
| 新株予約権1個当たりの発行価額     | 290円                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 権利行使時1株当たりの行使価額     | 当初行使価額 475 円                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 権利行使期間              | 2025年6月10日から2027年6月9日まで                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 交付対象者               | マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 行使の条件               | <p>本新株予約権の行使により、割当予定先が保有することとなる当社株式総数が、本新株予約権の発行決議日(2025年5月23日)時点における当社発行済株式総数(11,300,000株)の10%(1,130,000株)を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る本新株予約権の行使はできない旨の行使条件が付されております。なお、本転換社債型新株予約権にも同様の行使条件が付されており、割当予定先は当該10%を越えることとなる場合の、当該10%を越える部分に係る本転換社債型新株予約権の行使を行うこともできません。</p>        |
| その他                 | <p>① 新株予約権の取得</p> <p>当社は、本新株予約権の割当日から6ヶ月を経過した日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨および本新株予約権を取得する日(以下、「取得日」といいます。)を決議することができ、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の20営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。</p> |

| 名称  | 第3回新株予約権                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| その他 | <p>② 譲渡制限<br/>本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するとされています。また、当社取締役会の決定により本新株予約権の半数を上限として譲渡を指示することができます。</p> <p>③ 本契約における定め<br/>上記のほか、割当予定先と当社との間で締結予定の本契約において、次の規定がなされます。</p> <p>＜新株予約権の行使許可＞<br/>割当予定先は、2025年12月10日までの間、本新株予約権の半数について、当社の書面による行使許可を受けない限り、行使することができません。</p> <p>＜新株予約権の取得請求＞<br/>割当予定先は、行使期間満了の1ヶ月前（2027年5月9日）の時点で未行使の本新株予約権を保有している場合、又は、当社の発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特別注意銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合若しくは上場廃止となった場合には、いつでも、当社に対し取得希望日の事前通知を行うことにより、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込価額と同額で、当該取得希望日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することを請求することができ、かかる請求がなされたときは、当社は、当該取得希望日に、当該請求にかかる本新株予約権を取得します。</p> <p>④ その他<br/>前号各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。</p> |

- (注) 1. 本新株予約権の行使に際し、当社は自己株式(171,144株)を交付する可能性があります。  
2. 当事業年度末までに本新株予約権数は、10,500個(1,050,000株)が行使されております。

|                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|--------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 名称                       | 第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 発行決議日                    | 2025年5月23日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 社債に付された新株予約権の数           | 30個                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 新株予約権の目的となる株式の種類及び数      | 普通株式 631,560株<br>(新株予約権 1 個につき21,052株)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 社債に付された新株予約権 1 個当たりの発行価額 | 無償                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 権利行使時 1 株当たりの転換価額        | 475 円 (固定)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 権利行使期間                   | 2025年6月10日から2028年6月9日まで                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 交付対象者                    | マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 行使の条件                    | <p>本新株予約権付社債の転換により、割当予定先が保有することとなる当社株式総数が、本新株予約権付社債の発行決議日（2025年5月23日）時点における当社発行済株式総数（11,300,000 株）の 10 %（1,130,000株）を超えることとなる場合の、当該10 %を超える部分に係る本新株予約権付社債の転換はできない旨の行使条件が付されております。なお、本新株予約権にも同様の行使条件が付されているため、割当予定先は当該10%を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る本新株予約権の行使を行うこともできません。</p>                                                                                         |
| その他                      | <p>① 転換価額及び対象株式数の固定<br/>本新株予約権付社債は、転換価額固定型であり、また、対象株式数も固定されており、価額修正条項付きのいわゆる MSCB や MS ワラントとは異なるものです。</p> <p>② 繰上償還条項<br/>当社は、本新株予約権付社債の発行後、償還すべき日の2週間以上前に割当予定先に対し事前の通知を行うことにより、その時点で残存する本社債の全部又は一部を、各本社債の額面 100 円につき金 100 円の割合で、繰上償還することが可能となります。</p> <p>③ 譲渡制限<br/>本新株予約権付社債の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。</p> <p>④ その他<br/>前号各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。</p> |

(注) 本新株予約権の行使に際し、当社は自己株式（171,144株）を交付する可能性があります。

## 4. 会社役員の状況

### (1) 取締役及び監査役の状況（2026年8月31日現在）

| 会社における地位  | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|-----------|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長   | 長 沢 一 男 | 株式会社ギフトカムジャパン 代表取締役<br>株式会社ミックスベース 取締役<br>株式会社X square 取締役                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 取 締 役     | 長 沢 匡 哲 | デジタルコンテンツ部 部長                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 取 締 役     | 酒 井 康 弘 | One to One Marketing部 部長<br>経理部 部長<br>株式会社ギフトカムジャパン 取締役<br>株式会社ミックスベース 監査役<br>株式会社デュアルタップ 社外取締役（監査等委員）                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 取 締 役     | 長 沢 和 宙 | 経営企画部 部長<br>アライアンス統括部 部長<br>社長室 部長<br>株式会社ミックスベース 代表取締役<br>株式会社X square 代表取締役                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 取 締 役     | 五十部 紀 英 | 弁護士法人プロテクトスタンス 代表社員<br>株式会社GTM 社外取締役<br>株式会社Answer 代表取締役<br>行政書士法人プロテクトスタンス 代表社員<br>株式会社レントラックス 社外取締役<br>株式会社プロテクトスタンススポーツマネジメント 代表取締役<br>社会保険労務士法人プロテクトスタンス 代表社員<br>弁理士法人プロテクトスタンス 代表社員<br>税理士法人プロテクトスタンス 代表社員<br>株式会社ブリーチ 社外監査役<br>株式会社HANDICAP CLOUD 社外取締役<br>STARS Space Service株式会社 社外取締役<br>株式会社プロテクトスタンスコンサルティング 代表取締役<br>株式会社ラフル 社外監査役<br>株式会社LOLO 代表取締役<br>シスタ株式会社 取締役<br>株式会社PSR1st 代表取締役 |
| 取 締 役     | 和 田 育 子 | フリービット株式会社 取締役<br>株式会社ギガプライズ 監査役<br>株式会社フルスピード 取締役<br>株式会社MS-Japan 社外取締役                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 常 勤 監 査 役 | 大 塚 尚   | TMI総合法律事務所 カウンセル                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 監 査 役     | 篠 原 尚 之 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 監 査 役     | 松 川 和 人 | 松川和人税理士事務所 税理士                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |

- (注) 1. 取締役五十部紀英氏及び取締役和田育子氏は、社外取締役であります。
2. 取締役酒井康弘氏は、株式会社デュアルタップの社外取締役（監査等委員）を兼務しておりますが、当社と当該会社との間には特別の関係はありません。なお、酒井氏は、2026年10月8日付で同社の社外取締役（監査等委員）を辞任しております。
3. 監査役大塚尚氏、監査役篠原尚之氏及び監査役松川和人氏は、社外監査役であります。
4. 当社は、取締役五十部紀英氏、取締役和田育子氏及び監査役松川和人氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 監査役大塚尚氏は、鹿児島県警察本部長や九州管区警察局長を務めた経験を持つ他、弁護

- 士としても不正競争や危機管理をはじめとする幅広い分野において知見を有しております。
6. 監査役篠原尚之氏は、財務官、国際通貨基金（IMF）の副専務理事等を務めた経験を持ち、国内・外における財政・金融政策に関する豊かな知見、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
  7. 監査役松川和人氏は、東京国税局徴収部次長や芝税務署署長を務めるなど、税理士としての税務に関する高度な専門性と豊富な知見を有しております。
  8. 当事業年度末日後の取締役の担当及び重要な兼職の状況について、変更はございません。
  9. 当社は、取締役6名及び監査役3名、その他子会社役員並びに執行役員を被保険者に含む役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。ただし、保険適用額に上限が設定されている他、以下に記載する損害については、補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。
    - ・法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する事由について発生した損害。
    - ・被保険者が私的な利益又は便宜の供与を違法に得たことに起因する事由について発生した損害。
    - ・被保険者の犯罪行為に起因する事由について発生した損害。

## (2) 事業年度中に退任した監査役

| 氏名    | 退任日         | 退任事由 | 退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況       |
|-------|-------------|------|---------------------------|
| 小野 好信 | 2025年11月21日 | 任期満了 | 当社 社外監査役<br>小野好信税理士事務所 所長 |

## (3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区 分   | 人 数 | 報酬等の額（千円） | 内、社外役員（人数）     |
|-------|-----|-----------|----------------|
| 取 締 役 | 6 名 | 128,190   | 9,600 千円（2 名）  |
| 監 査 役 | 4 名 | 12,300    | 12,300 千円（4 名） |
| 合 計   | 10名 | 140,490   | 21,900 千円（6 名） |

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 監査役の報酬等の額には、事業年度中に退任した監査役の報酬等の額が含まれております。
3. 取締役の報酬限度額は、2005年11月25日開催の定時株主総会決議において年額300,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。なお、当該決議に係る取締役の員数は5名であります。
4. 監査役の報酬限度額は、2004年11月26日開催の定時株主総会決議において年額30,000千円以内と決議いただいております。なお、当該決議に係る監査役の員数は2名であります。
5. 報酬等には、株式の市場価格や会社業績を示す指標として算定される業績連動報酬等及び非金銭報酬等を採用しておりません。
6. 取締役の個人別の報酬等の額については、代表取締役社長長沢一男氏が各取締役の役割、責任範囲、貢献度合い及び業績等を総合的に勘案して決定しております。代表取締役社長に一任した理由は、当社グループ全体の業績を俯瞰的に見たうえで、各取締役の責任や役割等の評価を行うのは代表取締役社長が最も適していると判断したためであります。また、委任された権限が適切に行使されるための措置として、代表取締役社長は、個別の役員報酬額について、決定する前に社外取締役にその内容等の妥当性について説明するものとし、これに対し社外取締役から意見がある場合は当該意見を勘案し、その内容を個別の役員報酬額に反映するよう努めるものとしております。

#### (4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役五十部紀英氏は、「(1) 取締役及び監査役の状況」に記載のとおり複数の企業等において役員等を兼職しておりますが、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
  - ・取締役和田育子氏は、「(1) 取締役及び監査役の状況」に記載のとおり複数の企業等において役員等を兼職しておりますが、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
  - ・監査役大塚尚氏は、TMI総合法律事務所のカウンセルを兼務しておりますが、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
  - ・監査役松川和人氏は、松川和人税理士事務所の税理士を兼務しておりますが、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

- ② 当事業年度における主な活動状況及び社外取締役が期待される役割に対して行った職務の概要

| 地 位 | 氏 名     | 主な活動状況及び<br>社外取締役が期待される役割に対して行った職務の概要                                                                                                 |
|-----|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 | 五十部 紀 英 | 当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回に出席し、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための発言を行っております。                                                                    |
| 取締役 | 和 田 育 子 | 当事業年度に開催された取締役会13回のうち9回に出席し、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための発言を行っております。                                                                     |
| 監査役 | 大 塚 尚   | 当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回全てに出席し、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための発言を行っております。また、当事業年度に開催された監査役会11回のうち11回全てに出席し、豊富な経験と高い知見に基づき、適宜必要な発言を行っております。 |
| 監査役 | 篠 原 尚 之 | 当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回に出席し、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための発言を行っております。また、当事業年度に開催された監査役会11回のうち9回に出席し、豊富な経験と高い知見に基づき、適宜必要な発言を行っております。      |
| 監査役 | 松 川 和 人 | 就任後に開催された取締役会10回のうち9回に出席し、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための発言を行っております。また、就任後に開催された監査役会8回のうち8回全てに出席し、豊富な経験と高い知見に基づき、適宜必要な発言を行っております。          |

### ③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、各社外取締役及び各社外監査役ともに同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 太陽有限責任監査法人

### (2) 報酬等の額

|                                     | 報酬等の額    |
|-------------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 28,320千円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 28,320千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の職務執行状況や監査計画の内容等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の議案内容に決定することとしております。監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任した理由を報告いたします。

### (5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人太陽有限責任監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額としております。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制に関する概要は以下のとおりです。当社グループは、これらの体制を適切に運用し、適時体制の見直しを行い、改善を図ることの重要性を認識し、実行しております。

### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・取締役会は、取締役会規程の定めに従い、法令及び定款に定められた事項並びに経営の基本方針等重要な業務に関する事項の決議を行うとともに、取締役から業務執行状況の報告を受け、取締役の業務執行を監督しております。
- ・法令等の遵守を実現するためコンプライアンス規程を定め、法令遵守統括責任者のもと、管理部門が統括部署としてコンプライアンスに関わる研修を立案・実行し、グループ全社員に対するコンプライアンス意識の向上に向けた取り組みを行っております。
- ・全てのグループ会社に適用される内部通報制度及び関連する規程等を整備しております。規程には、通報者に対する不利益な取り扱いを禁止するよう明確に定めております。

### (2) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役会において、各取締役の業務分担を定め、責任と権限の所在を明確にするとともに、業務分掌規程や職務権限に係る諸規程に基づき、効率的な職務の執行を図っております。また、諸規程については、法令の改正その他必要が生じた際に適時、その内容について見直しを行っております。
- ・取締役会において、事業の活動計画の達成状況及び各事業の効率性を把握すべく月次決算との対比において進捗状況を管理する他、適時資産の状況について報告を行い、事業が効率的かつ効果的に行われているか分析及び議論し、評価しております。

### (3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役の職務の執行に係る情報として、取締役会議事録、稟議書、契約書、会計関係、決算関係、税務関係書類その他の重要な文書（磁気データ等含む）について、法令及び社内規程に従い、適切に保存及び管理を行い、閲覧可能な状態を整えております。
- ・取締役会においては、その発言をはじめとする取締役の職務の執行に係る情報を、議事の進行を録音することによって、音声としても保存及び管理しております。

#### **(4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

- ・ 当社グループへの損失発生防止と最小化を図ることを目的としたリスク管理規程を定め、これに基づき、リスクとそれに対する対応について関係部署間の連携や的確な対応ができる体制を構築しております。
- ・ 組織の中で生じると想定されるリスクに対して内部統制を有効に機能させるべく、リスクコントロールマトリクスを定め、各事業責任者との協力のもと事業の進捗に照らし合わせて適時リスクコントロールマトリクス等を更新し、現場に即した運用を行っております。
- ・ リスク管理規程及びリスクコントロールマトリクスの全般的な内容について管理部門が確認し、当社グループ全体のリスクの把握とリスクマネジメント体制の整備に努めております。

#### **(5) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

- ・ 関係会社管理規程に基づく当社への各種報告や、全グループ会社に適用される内部通報制度の運用を通じて、各子会社の経営管理を行っております。
- ・ 子会社の管理機能は親会社管理部門が所管しており、内部統制の実効性を高める施策を実施するとともに、研修等を通じて子会社の指導及び支援を行うこととしております。なお、当連結会計年度においては、子会社において雇用はありません。
- ・ 内部監査室は、定期的な監査を通じて関係会社のリスク情報の有無を監査し、常勤監査役に報告を行います。

#### **(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項**

- ・ 監査役から要請があった場合、速やかに監査役の職務の補助を行うための適切な人員配置を行い、監査役の指示による職務遂行、調査権限を認めております。
- ・ 補助使用人は、兼務可能ですが、当該監査役の指示による職務を遂行する場合には、取締役からの指揮命令は受けません。
- ・ 当連結会計年度において、監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことについての要請は受けておりませんが、管理部門に窓口となる人員を設けており、適時資料の提出あるいは質疑等へ対応しております。

#### **(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制**

- ・ 監査役は、取締役会をはじめとする重要な意思決定会議に参加し、取締役及び使用人から重要事項の報告を受ける他、報告を求めることができます。
- ・ 取締役及び使用人は、当社の業務並びに業績に重大な影響を及ぼす恐れのある事実を確認した場合には、速やかに監査役に報告しており、これに対し監査役は、適時助言及び指摘を行っております。
- ・ 取締役又は使用人が、監査役に報告したことを理由とした不利益な処遇は一切行わないものとしております。
- ・ 常勤監査役は、主に内部監査室との会議を通じて、通常時における会社内部の状況に関する報告を受けあるいは質疑応答を行っております。
- ・ 常勤監査役は、内部監査室から受けた報告等について、監査役会に報告を行い、必要な議論を行った後、内部監査室を通じてあるいは取締役会において必要な事項について意見又は助言しております。

#### **(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ・ 監査役は、会社の重要事項についての報告を受けるとともに、必要に応じて取締役との会合を持ち、業務状況、会社が対処すべき課題、監査上の重要課題、監査の環境整備等について意見を交換しております。
- ・ 監査役は取締役や社員に対して報告を求めることができる他、内部監査室や会計監査人とも情報交換を行っており、種々の連携のもと、監査を有効に行っております。
- ・ 常勤監査役は、原則月1回又は必要に応じて臨時で内部監査室と会議を行い、内部監査室による監査の状況その他検討すべき事項について適時報告を受け、これを他の監査役に共有し、監査における重点項目の検討等に活用しております。

## 7. 内部統制システムの運用状況の概要

当事業年度における、「6. 業務の適正を確保するための体制」に記載される内部統制システムの運用状況は以下のとおりです。

### (1) 取締役の職務執行

当社取締役会は、取締役6名（内2名は社外取締役）で構成されております。

- ・ 定例取締役会13回を開催し、銀行借入、プロジェクト予算の承認等の会社法第362条に定める事項に準ずる重要事項等を検討し、決議する他、月次報告を通じて各事業の進捗、キャッシュフローや資産の状況について、適時必要な助言や指摘を行ってまいりました。
- ・ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理のため、取締役会においては、議事の進行を録音することによって、音声としても保存及び管理しております。また、取締役会で使用する資料及び議事録は、書面の他、そのPDFが全ての取締役及び監査役が常時アクセス可能なオンラインストレージに保管されております。

### (2) 子会社の経営管理

- ・ 管理部門が、子会社における取締役会開催状況等について確認し、事業の進捗報告や月次報告を適切に行っていること、取締役会において決議すべき重要な事項について適切に決議が行われていることを確認しております。また、子会社が重要な事項を決定する場合には、親会社である当社の管理部門及び取締役会と事前の協議を行っております。

### (3) 監査役会

当社監査役会は、監査役3名全員が社外監査役（内1名は常勤監査役）で構成されております。

- ・ 監査役会を11回開催し、取締役会並びに株主総会等にて付議された重要事項に関する協議・検討を行ってまいりました。特に、株主総会及び取締役会の開催状況や、各種規程の整備状況を含む子会社の運営について確認する他、当社グループにおける新規事業の進捗及び取引内容について、適時、執行部又は内部監査室に報告を求め、当社グループの対処すべき課題や検討項目について助言を行いました。
- ・ 各監査役は、毎月開催される取締役会に出席し、業績に大きな影響をもたらす重要な契約をはじめ、取締役会における議案や報告の内容に対し、各会議がより充実したものとなるよう忌憚なく意見を述べ、各事業プロジェクトの内容についてその妥当性を確認する他、取締役会における議論の活性化を促す等、役員及び職員の職務の適正等を監視いたしました。

#### (4) 内部監査の実施

- ・内部監査室が、内部統制システムの有効性について年間の監査計画に基づき定期監査を行い、法令等の遵守状況及び業務上のリスクの把握を行い、必要に応じて各事業部に指摘を行うとともにその改善状況について監視を行いました。

今後の運用に関しましては、引き続きコンプライアンス面の強化を目的として、コーポレートガバナンス・コードへの適応をはじめ、各種制度の適切な運用を行う他、継続的な取り組みの見直しと検証を行うことで、内部統制システムの実効性を高め、社内外におけるリスクへの対策を強化するとともに、上場企業としての企業の透明性をグループ全体で確保する所存です。

## 8. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

~~~~~  
(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2026年8月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	1,041,791	流 動 負 債	573,989
現 金 及 び 預 金	816,962	買 掛 金	41,982
売 掛 金	170,944	短 期 借 入 金	60,800
仕 掛 品	2,648	1年内返済予定の長期借入金	269,573
貯 蔵 品	105	未 払 金	77,967
そ の 他	51,708	未 払 費 用	34,575
貸 倒 引 当 金	△577	未 払 法 人 税 等	1,932
固 定 資 産	222,993	未 払 消 費 税 等	2,481
有 形 固 定 資 産	67,815	株 主 優 待 引 当 金	71,679
建 物	37,631	そ の 他	12,996
工具、器具及び備品	30,184	固 定 負 債	382,400
無 形 固 定 資 産	41,877	長 期 借 入 金	77,995
ソ フ ト ウ エ ア	38,448	転換社債型新株予約権付社債	300,000
ソフトウェア仮勘定	2,598	そ の 他	4,405
そ の 他	830	負 債 合 計	956,389
投資その他の資産	113,301	純 資 産 の 部	
投 資 有 価 証 券	0	株 主 資 本	306,539
長 期 貸 付 金	60,000	資 本 金	451,459
会 員 権	5,450	資 本 剰 余 金	466,322
敷 金 及 び 保 証 金	46,184	利 益 剰 余 金	△539,174
そ の 他	1,901	自 己 株 式	△72,068
貸 倒 引 当 金	△235	新 株 予 約 権	1,856
資 産 合 計	1,264,785	純 資 産 合 計	308,395
		負 債 純 資 産 合 計	1,264,785

連 結 損 益 計 算 書

(2025年9月1日から
2026年8月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		1,612,201
売 上 原 価		917,908
売 上 総 利 益		694,293
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,228,168
営 業 損 失 (△)		△533,875
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	6,646	
そ の 他	1,687	8,334
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	11,115	
そ の 他	654	11,769
経 常 損 失 (△)		△537,310
特 別 利 益		
移 転 補 償 金	43,746	
事 業 譲 渡 益	3,999	47,746
特 別 損 失		
減 損 損 失	142,893	
固 定 資 産 除 却 損	82,621	225,515
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失 (△)		△715,079
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,070	
法 人 税 等 調 整 額	55	1,125
当 期 純 損 失 (△)		△716,205
親会社株主に帰属する当期純損失 (△)		△716,205

連結株主資本等変動計算書

(2025年9月1日から
2026年8月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	451,459	442,460	177,030	△366,835	704,115
当 期 変 動 額					
親会社株主に 帰属する 当期純損失(△)			△716,205		△716,205
自己株式の処分		23,862		294,767	318,630
新株予約権の行使					
当 期 変 動 額 合 計	－	23,862	△716,205	294,767	△397,575
当 期 末 残 高	451,459	466,322	△539,174	△72,068	306,539

	新株予約権	純資産合計
当 期 首 残 高	3,886	708,001
当 期 変 動 額		
親会社株主に 帰属する 当期純損失(△)		△716,205
自己株式の処分		318,630
新株予約権の行使	△2,030	△2,030
当 期 変 動 額 合 計	△2,030	△399,605
当 期 末 残 高	1,856	308,395

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

全ての子会社を連結しております。

- ・連結子会社の数 3社
- ・連結子会社の名称 株式会社ギフトカムジャパン
株式会社ミックスベース
株式会社X square

(2) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券
市場価格のない株式等
移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. 棚卸資産

商品
総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。
仕掛品
個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。
貯蔵品
総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

- 建物 3～39年
- 工具、器具及び備品 3～15年

ロ. 無形固定資産

自社利用目的のソフトウェア
社内における利用可能期間（2～5年）に基づく定額法を採用しております。

③ 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、過去の貸倒実績率を基に算定した予想損失率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

株主優待引当金

株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌連結会計年度において発生すると見込まれる額を計上しております。

(3) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

なお、これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、支払条件により一年以内に取引対価を受領しているため、重大な金融要素を含んでおりません。

① 直接課金

古い事業の大半において、主に当社のコンテンツ又はサービスを、自社Webサイト、ISP、各移動体通信事業者及びプラットフォームを介して提供しております。顧客がコンテンツ又はサービスを購入した時点において、顧客に支配が移転すると判断し、収益を認識しております。

② ポイント課金

古い事業及びデータ・テクノロジー事業の一部において、サービスの利用をポイントによって行うポイント型課金を行っております。ポイントは顧客の購入金額に応じて付与しております。付与したポイントについては履行義務として識別し、ポイント付与時に負債を認識するとともに、ポイントが使用された時点で収益を認識しております。

③ 広告収益

古い事業の一部において、自社で運営するメディアに顧客である広告配信業者等の広告を掲載する広告事業を行っております。顧客との契約に基づいて、掲載により履行義務が充足されるものは、掲載時点で顧客に支配が移転すると判断し収益を認識しております。クリック課金型広告の場合はユーザーが広告をクリックした時点、成果報酬型広告等の場合はユーザーが広告をクリックし顧客と合意した成果が得られた時点で収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、連結計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。会計上の見積りにより当連結会計年度の連結計算書類にその額を計上した項目のうち、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性が有る項目は以下のとおりです。

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産	67,815千円
無形固定資産	41,877千円
減損損失	142,893千円

② 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社は、管理会計上の区分を基礎として、概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位ごとにグルーピングを行っております。

減損の兆候がある資産または資産グループについて、当該資産または資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上することとしております。

回収可能価額は、次年度の予算及び事業計画を基礎とした使用価値により算定しております。

これらの見積りは、経営環境の悪化等によって影響を受ける可能性があり、見積りの前提に大きな変化が生じた場合は、翌連結会計年度に係る連結計算書類における有形固定資産及び無形固定資産に重要な影響を及ぼす可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 29,609千円

※減損損失累計額については、減価償却累計額に含めて表示しております。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 の株式数
普 通 株 式	11,300,000株	一株	一株	11,300,000株

(2) 自己株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 の株式数
普 通 株 式	871,144株	一株	700,000株	171,144株

(変動事由の概要)

新株予約権の行使による減少 700,000株

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

該当事項はありません。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

(4) 当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数

(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)

普通株式 1,271,560株

6. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	古い事業	データ・テクノロジー事業	計	その他 (注)	合計
顧客との契約から生じる収益	1,491,497	113,228	1,604,725	7,475	1,612,201
外部顧客への売上高	1,491,497	113,228	1,604,725	7,475	1,612,201

(注)その他の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、EC事業などの事業を含んでおります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための情報

「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等(3)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 顧客との契約から生じた契約負債の残高等

① 顧客との契約から生じた契約負債の内訳は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当連結会計年度期首 (2025年9月1日)	当連結会計年度末 (2026年8月31日)
契約負債	3,001	2,633

- (注1) 契約負債は、顧客がポイントを購入した時点で増加し、ポイントが使用された時点で減少するものです。
- (注2) 契約負債は連結貸借対照表上、流動負債の「その他」に含まれております。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末現在、ポイントに係る残存履行義務に配分した取引価格の総額は2,633千円であります。当社及び連結子会社は、当該残存履行義務について、ポイントが利用されるにつれて今後1年から5年の間で収益を認識することを見込んでおります。

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取り組み方針

当社グループは、一時的な余資について銀行預金等の安全性の高い短期的な金融資産により運用しており、必要に応じ主に銀行借入により資金調達を行っています。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程に従い、取引先毎に期日管理及び残高管理を行っています。

長期貸付金は、貸付先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、貸付先の信用状況を定期的に把握する体制を敷いております。

短期借入金及び長期借入金は、主に手元資金の流動性を確保するための資金調達です。また、転換社債型新株予約権付社債は、主に設備投資等に係る資金調達を目的としたものであります。

営業債務である買掛金は、全て1年以内の支払期日であり、恒常的に売掛金残高の範囲内にあり、流動性リスクは回避しております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年8月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は含まれておりません（(注1)をご参照ください。）。また、「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」及び「短期借入金」については、現金であること、及び短期間で決済されているため時価が帳簿価額に近似することから記載を省略しております。

	連結貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
長期貸付金 （1年内回収予定を含む）	80,000	78,288	△1,711
資産計	80,000	78,288	△1,711
転換社債型新株予約権付社債	300,000	292,359	△7,640
長期借入金 （1年内返済予定を含む）	347,568	321,126	△26,441
負債計	647,568	613,485	△34,082

（注１）市場価格のない株式等の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	0

（注２）金銭債権の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	816,962	—	—	—
売掛金	170,944	—	—	—
長期貸付金	20,000	60,000	—	—
合計	1,007,907	60,000	—	—

（注３）短期借入金、転換社債型新株予約権付社債及び長期借入金の返済予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	60,800	—	—	—	—	—
転換社債型新株 予約権付社債	—	300,000	—	—	—	—
長期借入金	269,573	77,995	—	—	—	—
合計	330,373	377,995	—	—	—	—

（3）金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期貸付金 （1年内回収予定を含む）	—	78,288	—	78,288
資産計	—	78,288	—	78,288
転換社債型新株予約権付社債	—	292,359	—	292,359
長期借入金 （1年内返済予定を含む）	—	321,126	—	321,126
負債計	—	613,485	—	613,485

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期貸付金

これらの時価については、元利金の合計額と、当該債権の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

転換社債型新株予約権付社債

転換社債型新株予約権付社債の時価については、当該転換社債型新株予約権付社債の元利金を同様の新規発行を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

8. 1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|--------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 27円54銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 66円61銭 |

9. 重要な後発事象に関する注記

(無担保転換社債型新株予約権付社債の償還)

当社は、2026年10月5日開催の取締役会において、当社が2025年5月23日の取締役会決議に基づき発行した株式会社メディア工房第3回新株予約権及び株式会社メディア工房第1回無担保転換社債型新株予約権付社債について、2026年11月5日時点でマイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社が保有する株式会社メディア工房第3回新株予約権の全てを取得・消却し、同じくマイルストーン社が保有する株式会社メディア工房第1回新株予約権付社債の全てを、2027年8月31日までの間に償還することを決議いたしました。

1. 取得及び消却する第3回新株予約権の概要

(1) 新株予約権の名称	株式会社メディア工房第3回新株予約権
(2) 取得日	2026年11月5日
(3) 取得金額・個数	2026年11月5日時点で残存する第3回新株予約権の全部 (現時点における残存個数は6,400個) 第3回新株予約権1個当たり金 290 円 (現時点における残存個数を前提とした場合、総額 1,856,000円)
(4) 取得資金	自己資金
(5) 消却日	2026年11月5日
(6) 消却後の残存新株予約権数	0 個

2. 償還する第1回新株予約権付社債の概要

(1) 新株予約権の名称	株式会社メディア工房第1回無担保転換社債型新株予約権付社債
(2) 償還日	2027年8月31日までの間において当社が決定した日
(3) 償還金額	償還日時点で残存する第1回新株予約権付社債の全部 (現時点における未償還残高は300,000,000円) 額面100円につき100円 (現時点における未償還残高を前提とした場合、総額 300,000,000円)
(4) 償還資金	本資金調達による調達資金
(5) 償還後の残存新株予約権数	0 個

(第三者割当による新株式の発行及び新株予約権の発行並びに割当)

当社は、同取締役会において、以下のとおり、ULTIMATE CLASSIC INVESTMENT LLCに対し、第三者割当により発行される新株式の発行及び第4回新株予約権の発行並びに割当予定先との間で第三者割当契約を締結することを決議いたしました。なお、当該払込及び割当は2026年10月21日に完了しております。

<新株式発行の概要>

(1) 払込期日	2026年10月21日
(2) 発行新株式数	普通株式 1,028,400株
(3) 発行価額	1株につき389円
(4) 調達資金の額	400,047,600円(差引手取概算額: 351,047,600円) 差引手取概算額は、本新株式の払込価額の総額から、本新株式及び本新株予約権にかかる発行諸費用の概算額を差し引いた金額であります。
(5) 募集又は割当方法 (割当予定先)	UCI社に対する第三者割当方式
(6) その他	前記各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とします。

<新株予約権発行の概要>

(1) 割当日	2026年10月21日
(2) 新株予約権の総数	15,426個
(3) 発行価額	総額2,668,698円(新株予約権1個につき173円)
(4) 当該発行による 潜在株式数	1,542,600株(新株予約権1個につき100株) 上限行使価額はありません。 下限行使価額は303円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は1,542,600株です。 なお、本新株予約権の行使に際し、当社は自己株式(2026年10月5日現在171,144株)を交付する可能性があります。
(5) 資金調達の額	602,740,098円 新株予約権の払込価額の総額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額であります。 行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。

(6) 行使価額	当初行使価額 389円 当初行使価額は、2026年10月5日付の取締役会直前取引日の株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終値の90%であります。 また、行使価額は、本新株予約権の割当日の翌日から起算して6か月を経過した日以降に開催される当社取締役会の決議により、当該決議が行われた日の直前取引日の当社普通株式の普通取引の終値の90%以上の取締役会において決定する割合に相当する金額に修正することができます。これにより、行使価額の修正時における当社の株価、市場環境、資金需要、本新株予約権の行使状況及び既存株主への影響等を踏まえた行使価額の機動的な修正が可能となります。但し、修正後の行使価額が、下限行使価額を下回ることはありません。行使価額の修正が決議された場合、当社は、速やかにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、当該通知が到達した日の翌々取引日以降に修正後の行使価額が適用されます。なお、上記に関わらず、直前の行使価額修正から6か月以上経過していない場合には、当社は新たに行使価額修正を行うことはできません。そのため、本新株予約権は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第410条第1項に規定されるMSCB等には該当しません。
(7) 募集又は割当て方法 (割当予定先)	UCI社に対する第三者割当方式

(8) その他	① 行使条件 本新株予約権の行使により、割当予定先が保有することとなる当社株式総数が、本新株予約権の発行決議日（2026年10月5日）時点における当社発行済株式総数（11,300,000株）の10%（1,130,000株）を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る本新株予約権の行使はできない旨の行使条件が付されております。 ② 新株予約権の取得 当社は、本新株予約権の割当日から6か月を経過した日以降いつでも、当社取締役会により本新株予約権を取得する旨および本新株予約権を取得する日（以下、「取得日」といいます。）を決議することができ、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の14日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。 ③ 譲渡制限 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するとされています。 ④ 本契約における定め 上記のほか、割当予定先と当社との間で締結予定の本契約において、次の規定がなされます。 < 新株予約権の取得請求> 割当予定先は、行使期間満了の1か月前（2028年9月20日）の時点で未行使の本新株予約権を保有している場合、又は、当社の発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特別注意銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合若しくは上場廃止となった場合には、いつでも、当社に対し取得希望日の事前通知を行うことにより、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込価額と同額で、当該取得希望日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することを請求することができ、かかる請求がなされたときは、当社は、当該取得希望日に、当該請求にかかる本新株予約権を取得します。 ⑤ その他 前号各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。
----------------	---

貸 借 対 照 表

(2026年8月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	882,522	流 動 負 債	567,249
現 金 及 び 預 金	658,763	買 掛 金	41,982
売 掛 金	168,814	短 期 借 入 金	60,800
仕 掛 品	2,648	1年内返済予定の長期借入金	269,573
貯 蔵 品	105	未 払 金	74,801
前 払 費 用	26,277	未 払 費 用	34,003
立 替 金	5	未 払 法 人 税 等	1,392
未 収 入 金	2,385	未 払 消 費 税	2,481
未収還付法人税等	383	株 主 優 待 引 当 金	71,679
そ の 他	23,716	そ の 他	10,535
貸 倒 引 当 金	△577	固 定 負 債	382,400
固 定 資 産	312,483	長 期 借 入 金	77,995
有 形 固 定 資 産	67,815	転換社債型新株予約権付社債	300,000
建 物	37,631	そ の 他	4,405
工具、器具及び備品	30,184	負 債 合 計	949,650
無 形 固 定 資 産	41,877	純 資 産 の 部	
ソ フ ト ウ エ ア	38,448	株 主 資 本	243,500
ソフトウェア仮勘定	2,598	資 本 金	451,459
そ の 他	830	資 本 剰 余 金	477,895
投 資 そ の 他 の 資 産	202,791	資 本 準 備 金	348,454
投 資 有 価 証 券	0	そ の 他 資 本 剰 余 金	129,440
長 期 貸 付 金	60,000	利 益 剰 余 金	△613,787
関 係 会 社 株 式	89,490	そ の 他 利 益 剰 余 金	△613,787
会 員 権	5,450	繰 越 利 益 剰 余 金	△613,787
敷 金 及 び 保 証 金	46,184	自 己 株 式	△72,068
そ の 他	1,901	新 株 予 約 権	1,856
貸 倒 引 当 金	△235	純 資 産 合 計	245,356
資 産 合 計	1,195,006	負 債 ・ 純 資 産 合 計	1,195,006

損 益 計 算 書

(2025年9月1日から
2026年8月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	1,570,910
売 上 原 価	872,186
売 上 総 利 益	698,724
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,248,458
営 業 損 失 (△)	△549,734
営 業 外 収 益	
業 務 受 託 料 収 入	23,400
受 取 利 息	6,224
そ の 他	1,467
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	11,115
そ の 他	654
経 常 損 失 (△)	△530,412
特 別 利 益	
移 転 補 償 金	43,746
事 業 譲 渡 益	3,999
特 別 損 失	
減 損 損 失	142,893
固 定 資 産 除 却 損	82,621
税 引 前 当 期 純 損 失 (△)	△708,181
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	530
法 人 税 等 調 整 額	33
当 期 純 損 失 (△)	△708,744

株主資本等変動計算書

(2025年9月1日から
2026年8月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資 本 金 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 金 剰 余 金 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	451,459	348,454	105,578	454,033	94,957	94,957
当 期 変 動 額						
当期純損失(△)					△708,744	△708,744
自己株式の処分			23,862	23,862		
新株予約権の行使						
当 期 変 動 額 合 計	－	－	23,862	23,862	△708,744	△708,744
当 期 末 残 高	451,459	348,454	129,440	477,895	△613,787	△613,787

	株 主 資 本		新 株 予 約 権	純資産合計
	自 己 株 式	株主資本合計		
当 期 首 残 高	△366,835	633,614	3,886	637,500
当 期 変 動 額				
当期純損失(△)		△708,744		△708,744
自己株式の処分	294,767	318,630		318,630
新株予約権の行使			△2,030	△2,030
当 期 変 動 額 合 計	294,767	△390,114	△2,030	△392,144
当 期 末 残 高	△72,068	243,500	1,856	245,356

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

② 棚卸資産

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

貯蔵品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 3～39年

工具、器具及び備品 3～15年

② 無形固定資産

自社利用目的のソフトウェア

社内における利用可能期間（2～5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、過去の貸倒実績率を基に算定した予想損失率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

株主優待引当金

株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌事業年度において発生すると見込まれる額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

なお、これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、支払条件により一年以内に取引対価を受領しているため、重大な金融要素を含んでおりません。

① 直接課金

古い事業の大半において、主に当社のコンテンツ又はサービスを、自社Webサイト、ISP、各移動体通信事業者及びプラットフォームを介して提供しております。顧客がコンテンツ又はサービスを購入した時点において、顧客に支配が移転すると判断し、収益を認識しております。

② ポイント課金

古い事業及びデータ・テクノロジー事業の一部において、サービスの利用をポイントによって行うポイント型課金を行っております。ポイントは顧客の購入金額に応じて付与しております。付与したポイントについては履行義務として識別し、ポイント付与時に負債を認識するとともに

に、ポイントが使用された時点で収益を認識しております。

③ 広告収益

古い事業の一部において、自社で運営するメディアに顧客である広告配信業者等の広告を掲載する広告事業を行っております。顧客との契約に基づいて、掲載により履行義務が充足されるものは、掲載時点で顧客に支配が移転すると判断し収益を認識しております。クリック課金型広告の場合はユーザーが広告をクリックした時点、成果報酬型広告等の場合はユーザーが広告をクリックし顧客と合意した成果が得られた時点で収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。会計上の見積りにより当事業年度の計算書類にその額を計上した項目のうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼす可能性が有る項目は以下のとおりです。

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産	67,815千円
無形固定資産	41,877千円
減損損失	142,893千円

② 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社は、管理会計上の区分を基礎として、概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位ごとにグルーピングを行っております。

減損の兆候がある資産または資産グループについて、当該資産または資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上することとしております。

回収可能価額は、次年度の予算及び事業計画を基礎とした使用価値により算定しております。

これらの見積りは、経営環境の悪化等によって影響を受ける可能性があり、見積りの前提に大きな変化が生じた場合は、翌事業年度に係る計算書類における有形固定資産及び無形固定資産に重要な影響を及ぼす可能性があります。

4. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、重要な会計方針に係る事項に関する注記「(4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	2,150千円
短期金銭債務	564千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 29,609千円

※減損損失累計額については、減価償却累計額に含めて表示しております。

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引

営業取引以外の取引高	23,400 千円
------------	-----------

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式 171,144 株

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

未払事業税	271千円
貸倒引当金超過額	9,461千円
減価償却超過額	630千円
事業所税	251千円
減損損失	81,726千円
ゴルフ会員権評価損	1,153千円
関係会社株式評価損	66,226千円
株主優待引当金	22,593千円
繰越欠損金	291,348千円
繰延税金資産小計	473,663千円
評価性引当額	△473,663千円
繰延税金資産合計	－千円

(繰延税金負債)

その他	△33千円
繰延税金負債合計	△33千円
繰延税金負債純額	△33千円

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|--------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 21円88銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 65円92銭 |

10. 重要な後発事象に関する注記

(無担保転換社債型新株予約権付社債の償還)

当社は、2026年10月5日開催の取締役会において、当社が2025年5月23日の取締役会決議に基づき発行した株式会社メディア工房第3回新株予約権及び株式会社メディア工房第1回無担保転換社債型新株予約権付社債について、2026年11月5日時点でマイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社が保有する株式会社メディア工房第3回新株予約権の全てを取得・消却し、同じくマイルストーン社が保有する株式会社メディア工房第1回新株予約権付社債の全てを、2027年8月31日までの間に償還することを決議いたしました。

(第三者割当による新株式の発行及び新株予約権の発行並びに割当)

当社は、同取締役会において、ULTIMATE CLASSIC INVESTMENT LLCに対し、第三者割当により発行される新株式の発行及び第4回新株予約権の発行並びに割当予定先との間で第三者割当契約を締結することを決議いたしました。なお、当該払込及び割当は2026年10月21日に完了しております。

詳細につきましては、「連結計算書類 連結注記表9 重要な後発事象に関する注記」をご参照ください。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年10月21日

株式会社メディア工房

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員
指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 石 上 卓 哉

公認会計士 下 川 高 史

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社メディア工房の2025年9月1日から2026年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社メディア工房及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

「重要な後発事象に関する注記」に記載されているとおり、会社は2026年10月5日の取締役会において、マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社が保有する第3回新株予約権について取得・消却するとともに、同社が保有する第1回無担保転換社債型新株予約権付社債について償還することを決議している。また、会社は同日の取締役会において、ULTIMATE CLASSIC INVESTMENT LLC に対し第三者割当による新株式の発行及び第4回新株予約権の発行並びに割当契約を締結することを決議している。なお、当該払込及び割当は2026年10月21日に完了している。

当該事項は、監査意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年10月21日

株式会社メディア工房

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 石 上 卓 哉
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 下 川 高 史

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社メディア工房の2025年9月1日から2026年8月31日までの第29期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

「重要な後発事象に関する注記」に記載されているとおり、会社は2026年10月5日の取締役会において、マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社が保有する第3回新株予約権について取得・消却するとともに、同社が保有する第1回無担保転換社債型新株予約権付社債について償還することを決議している。また、会社は同日の取締役会において、ULTIMATE CLASSIC INVESTMENT LLC に対し第三者割当による新株式の発行及び第4回新株予約権の発行並びに割当契約を締結することを決議している。なお、当該払込及び割当は2026年10月21日に完了している。

当該事項は、監査意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年9月1日から2026年8月31日までの第29期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役から監査の方法及び監査結果の報告を受け、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等との意思疎通及び情報の交換を図るとともに、子会社の事業の報告を受け、その業務及び財産の状況について意見を表明しました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について適時報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行状況についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年10月21日

株式会社メディア工房 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 大 塚 尚 ㊞

監査役（社外監査役） 篠 原 尚 之 ㊞

監査役（社外監査役） 松 川 和 人 ㊞

以上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都港区赤坂二丁目5番6号
山王健保会館 2階 会議室



交通	地下鉄銀座線・南北線	「溜池山王駅」下車	徒歩3分
	地下鉄千代田線	「赤坂駅」下車	徒歩5分
	地下鉄銀座線・丸ノ内線	「赤坂見附駅」下車	徒歩7分